農村環境課
事業計画課
用地課
水利整備課
農地整備課
地域整備課
防災課

2～4　（略）

（農村計画課の所掌事務）

第二百一条　農村計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二　（略）

（削る）

三～七　（略）

（削る）

八・九　（略）

（都市農村交流課の所掌事務）

第二百一条の二　都市農村交流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

二　農業就業構造の改善に関すること。

三　地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関すること。

四　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五　高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。

（盛土対策専門官、土地利用指導官及び農村復興指導官）

第二百十三条　農村計画課に、盛土対策専門官一人を置く。

（削る）

2～5　（略）

（企画官及び地域資源活用専門官）

第二百十三条の二　都市農村交流課に、企画官及び地域資源活用専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、都市農村交流課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　地域資源活用専門官は、第二百一条の二第三号及び第四号に掲げる事務に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）

第二百二十一条　農村振興部防災課に、災害対策室を置く。

2～5　（略）

農村環境課
事業計画課
用地課
水利整備課
農地整備課
地域整備課
防災課

2～4　（略）

（農村計画課の所掌事務）

第二百一条　農村計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。

三　（略）

四　農業就業構造の改善に関すること。

五～九　（略）

十　農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

十一・十二　（略）

（新設）

（企画官、盛土対策専門官、土地利用指導官及び農村復興指導官）

第二百十三条　農村計画課に、企画官及び盛土対策専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、農村計画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3～6　（略）

（新設）

（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）

第二百二十一条　農村振興部防災課（北陸農政局及び東海農政局の農村振興部防災課を除く。）に、災害対策室を置く。

2～5　（略）